

国立大学法人小樽商科大学における余裕金の運用に関する取扱要項

(平成17年3月17日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人小樽商科大学会計規程第24条第1項に基づき、余裕金の運用について、金融情勢の変化に的確に対応し、安全かつ効率的な運用のために、余裕金の運用を担当する者（以下「運用担当者」という。）が留意すべき必要な事項を定める。

(運用の範囲)

第2条 余裕金の運用の対象となる収入の範囲は、運営費交付金、学生納付金、事業収入、財務収入、受託研究費等収入、受託事業等収入及び寄附金とする。

(運用の原則)

第3条 余裕金の運用に当たっては、原則として次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 元本保全を最も優先すべきものとし、元本が減少又は滅失することのないよう運用方法を選択するとともに、利用する銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関及び信託会社（以下「金融機関等」という。）の経営の健全性に留意するものとする。
- (2) 流動性を十分に考慮し、収支予定に基づき、経常的な資金繰りに支障をきたさないよう努めるとともに、不意の資金需要にも備えられるよう運用に振り向ける資金の額と運用期間を適切に設定し、効率的かつ安全な資金運用に努めるものとする。

(余裕金の運用方法)

第4条 余裕金の運用は、次に定める方法によるものとする。

- (1) 余裕金は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条の規定に基づき、国債、地方債、政府保証債、その他文部科学大臣の指定する有価証券（以下「国債等」という。）の取得及び銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金（以下「預貯金」という。）並びに信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託により運用する。
- (2) 国債等の取得価格は、原則として額面発行額を下回る額とする。

(金融機関等の選定)

第5条 余裕金を運用する場合の金融機関等は、次に定めるところにより選定するものとする。

- (1) 国債等を購入する場合は、金融機関等及び証券会社のうちから経営の健全性の高い金融機関を選定する。
- (2) 預貯金する場合は、金融機関の経営状況を的確に把握し、経営の健全性の高い金融機関を選定する。
- (3) 金銭信託する場合は、信託業務を営む銀行又は信託会社の経営状況を的確に把握し、経営の健全性の高い金融機関を選定する。

(運用条件の徴取)

第6条 運用担当者が預貯金、金銭信託での運用または国債等を購入する場合は、原則と

して複数の金融機関等から運用条件の提示を受けなければならない。

(金融商品の決定)

第7条 運用担当者が、国債等、預貯金及び金銭信託（以下「金融商品」という。）を決定する場合は、次に定めるところにより決定するものとする。

- (1) 国債等を購入する場合は、満期保有目的の商品で金融機関等から徴取した提案書に基づき、最も適切なものを選択し決定する。
- (2) 預貯金での運用を行う場合は、金融機関に対して聴き取りなどの市場調査を行い、安全性、流動性及び収益性を十分考慮しながら、最も適切なものを選択し決定する。
- (3) 金銭信託での運用を行う場合は、信託業務を営む銀行又は信託会社に対して聴き取りなどの市場調査を行い、安全性、流動性及び収益性を十分考慮しながら、最も適切なものを選択し決定する。

(運用担当者及び運用事務)

第8条 運用担当者及び運用事務は、次に定めるところによる。

- (1) 運用担当者は出納命令役とし、運用事務は出納役が行うものとする。出納命令役及び出納役は、資金の運用にかかる業務を遂行するものとする。
- (2) 出納役は、前条の金融商品の決定に際しては、あらかじめ余裕金運用計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとする。
- (3) 前項の計画書は、学長及び理事の承認を得るものとする。ただし、1年を超える運用については、経営協議会及び役員会の議を経るものとする。

(運用実績の報告)

第9条 運用担当者は、運用実績を経営協議会に報告するものとする。

(経営状況の監視)

第10条 出納役は、次に掲げる事項に基づき、経営状況の監視を行わなければならない。

- (1) 利用する金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、監視するものとする。
- (2) 利用する金融機関等の経営状況について、四半期又は決算期（中間決算を含む。）ごとに、健全性の観点から他の金融機関等との比較を行うものとし、必要に応じて利用する金融機関等からのヒアリングを実施し、決算期に公表されていない数値についても情報収集を行うものとする。
- (3) 前2号に基づいた監視の結果、金融機関等の経営悪化等、資金の運用に関して重要な変動が生じた場合は、速やかに学長、理事及び出納命令役に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成17年3月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年11月8日から施行する。